



2026 年 7 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社ジーデップ・アドバンス
代表者名 代表取締役 CEO 執行役員 飯野 匡道
(コード: 5885、東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役 CFO 執行役員 大橋 達夫
(TEL. 022-713-4050)

従業員持株会向け譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2026 年 7 月 21 日開催の当社取締役会において、当社の従業員に対し、当社のジーデップ・アドバンス従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）を通じて譲渡制限付株式を付与する従業員持株会向け譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は、従業員持株会向けの譲渡制限付株式報酬制度の導入の決議と同時に、取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しております。取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の概要については、当社の 2026 年 7 月 21 日付「取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 本制度の導入目的

本制度は、当社の従業員の福利厚生の増進策として、従業員の財産形成の一助とすることに加えて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを従業員に与えるとともに、従業員が株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、当社の従業員に対し、本持株会を通じて、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」といいます。）を割り当てる報酬制度として導入するものです。

2. 本制度の概要

本制度においては、本持株会に加入する当社の従業員のうち本制度に同意する者（以下「付与対象従業員」といいます。）に対し、当社が譲渡制限付株式の付与のための特別奨励金として金銭債権を支給し、付与対象従業員が本特別奨励金を本持株会に対して拠出し、本持株会が付与対象従業員から拠出された本特別奨励金を当社に対して現物出資することにより、付与対象従業員は本持株会を通じて譲渡制限付株式としての当社の普通株式の付与を受けることになります。

3. その他

譲渡制限付株式の割当てに関するその他の具体的な内容につきましては、当社取締役会において決定されます。

以上